多面的機能発揮促進事業に関する計画(変更)の概要

平成30年7月2日

八　戸　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第８条第４項において準用する同法第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第８条第４項において準用する同法第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				河原木	無	平成28年度 ～ 平成32年度	谷地田地区農地保全会	変更内容：協定農用地面積の変更